

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の農村部から避難した申立人について、避難中に自宅の中を猪等に荒らされたことによる自宅建物、家財等の損壊と原発事故との間の因果関係を認め、修繕費用が賠償された事例。

792

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目

- ① 平成〇年〇月〇日付けで申立人がAに支払った申立外B所有の自宅補修工事費用
- ② 平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けで申立人が有限会社Cに支払った申立外B所有の深井戸ポンプの取替及び屋外トイレ便器の取替工事費用
- ③ 平成〇年〇月〇日付けで申立人がDに対して支払った申立外B所有の仏壇修復費用
- ④ 財物損害（盆栽）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金11,471,333円の支払義務のあることを認める。

（内訳）

- ① 平成〇年〇月〇日付けで申立人がAに支払った申立外B所有の自宅補修工事費用
9,722,000円
- ② 平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けで申立人が有限会社Cに支払った申立外B所有の深井戸ポンプの取替及び屋外トイレ便器の取替工事費用
390,000円
- ③ 平成〇年〇月〇日付けで申立人がDに対して支払った申立外B所有の仏壇修復費用
1,333,333円
- ④ 財物賠償（盆栽）
26,000円

第3 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、平成25年7月25日付け和解契約書（一部）記載のとおり、本件の賠償金として、金2,054,780円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項の2記載の期間に限る。）については、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月4日

(仲介委員 細川大輔)